

## 利用定員の設定及び修正について

### 1 特定地域型保育事業（小規模保育事業）の利用定員の設定

簡易保育施設4施設のうち2施設（ちびっこ園、SMILEKIDS NURSERY）が、新制度の地域型保育事業の一つである「小規模保育事業」への移行に向け、国の補助事業である「安心こども基金」を活用した施設改修を行うこととなった。当該補助金について、市から県へ交付申請（平成26年12月12日付）し、県から交付決定（平成26年12月26日付）がおりたことから、当該2施設については平成27年度中に小規模保育事業への移行の実現性があると判断し、事業計画に反映させることとした。

現在、当該2施設は認可外保育施設として事業計画に計上しているが、特定地域型保育事業（小規模保育事業）に移行することとし、利用定員を次のように設定したい。

<修正前（認可外保育施設）>

(H27~H31共通)	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
ちびっこ園	6	6	6	4	4	4	30
SMILEKIDS NURSERY	8	10	9	7	7	7	48



<修正後（特定地域型保育事業（小規模保育事業）へ移行【利用定員を設定】）>

(H27~H31共通)	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
ちびっこ園	6	6	6	—	—	—	18
SMILEKIDS NURSERY	6	6	7	—	—	—	19

※小規模保育事業（3歳未満対象）の定員は19人以下

※上記2施設の修正前後の差分

(H27~H31共通)	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
上記2施設分	▲2	▲6		▲33			▲41

★この移行に伴い、計画終期である平成31年度でも3号認定に不足が生じてしまう。

<市全体で見た修正前後の差分（H31）>

(H31)	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
①修正前の差分	0	3		50			53
②小規模移行後の差分	▲2	▲3		17			12

## 2 特定教育・保育施設（保育所）の利用定員の修正

「1」の不足を解消するため、平成31年度の公立保育所（東、玉穂第2）の利用定員を修正することで調整することとした。

<修正前>

(H31)	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
東保育園	12	20	20	31	33	34	150
玉穂第2保育園	3	10	15	20	20	22	90



<修正後【利用定員を修正】>

(H31)	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
東保育園	13	20	23	31	31	32	150
玉穂第2保育園	4	10	15	20	20	21	90

※上記公立2施設の修正前後の差分

(H31)	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
修正前後の差分	2	3			▲5		0

★認可外保育施設から小規模保育事業への移行、及び公立保育所の調整を行った後の市全体の修正前後の差分（H31）を見ると、次のようになる。

<市全体で見た小規模保育事業移行及び公立施設修正後の差分（H31）>

(H31)	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
①修正前の差分	0	3			50		53
②小規模移行後の差分	▲2	▲3			17		12
③公立修正反映後の差分	0	0			12		12